

相談

ハートフル駐車場利用証の交付を受けたい

〔相談要旨〕

難病により、歩行が困難になってきたので、ハートフル駐車場を利用したいが、駐車場利用証の交付を受けるにはどうすればよいか教えてほしい。



回答

相談を受けた鳥取行政監視行政相談センターは、次のとおり回答しました。

鳥取県が交付するハートフル駐車場利用証の申請手続は、鳥取県又はお住まいの市町村の窓口などで行うことができます。

受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで、交付申請書の提出及び確認書類（難病患者の方は、特定疾患医療受給者証（氏名、住所、病名が確認できる部分））の提示が必要です。

なお、ハートフル駐車場利用証は、原則、即日発行されます。

【解説】

鳥取県は、「ハートフル駐車場利用証制度」を平成21（2009）年10月1日から導入しています。この制度は、障がいや高齢などで歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方などに、「ハートフル駐車場利用証」を交付し、これを掲示した車が鳥取県と協定を結んだ公共施設や病院などの施設の専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を適切に利用できるようにする制度です。

また、令和6（2024）年4月1日からは、多胎妊産婦の方などが利用できる期間が延長されました。

なお、中国・四国地方各県を始め、同様の制度を実施する全国42府県と相互利用の協定を結んでおり、鳥取県で発行されたハートフル駐車場利用証はそれら府県の専用駐車スペースでも使用できます。

【問合せ先】

詳しくは、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課（電話0857—26—7142）にお問い合わせください。

（令和6年6月3日 日本海新聞掲載）